

令和 7 年 度

上里町下水道事業会計予算

議案第27号

令和7年度 上里町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,340 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	448,000 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,227 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業 イ 汚水管渠築造事業	376,026 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	275,931 千円
第1項 営 業 収 益	79,964 千円
第2項 営 業 外 収 益	195,966 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	275,458 千円
第1項 営 業 費 用	231,583 千円
第2項 営 業 外 費 用	42,874 千円
第3項 特 別 損 失	1 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,095千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,156千円、過年度分損益勘定留保資金51,939千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	497,259 千円
第 1 項 企 業 債	339,300 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	115,000 千円
第 3 項 分担金及び負担金	3,698 千円
第 4 項 他 会 計 補 助 金	20,861 千円
第 5 項 他 会 計 負 担 金	18,400 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	573,354 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	439,517 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	133,837 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める

事 項	期 間	限 度 額
下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償（令和7年度分）	令和7年度から 令和10年度まで	当該資金の貸し付けにより生ずる元金、利子及び遅延金に相当する額

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	249,100千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	44,300千円			
資本費平準化債	45,900千円			
計	339,300千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 30,007 千円

令和 7 年 3 月 4 日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一